

第三期中期計画

中期目標期間評価説明資料 「評価の要約」

独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要

1. 設立目的

中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度）を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

2. 設立時期

平成15年10月1日

3. 役職員数（平成30年4月1日現在）

- ・役員6名（理事長1名、理事長代理1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））
- ・職員253名

4. 業務概要

（1）中小企業退職金共済制度

○一般の中小企業退職金共済制度

・中小企業の従業員を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金を支給する。

○特定業種退職金共済制度

・特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業310円、清酒製造業300円、林業470円）を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該期間雇用者に退職金を支給する。

（2）勤労者財産形成促進制度

○勤労者財産形成持家融資制度

・勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を1年以上行っている勤労者を対象に、勤労者本人が居住する住宅を建設、購入または改良するために必要な資金を、事業主等を通じて、財形貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）まで低利で融資する。

勤労者退職金共済機構の事業体系図

勤労者退職金共済機構の位置づけ —金融業務を行う中期目標管理法人—

- ① 中小企業及び特定業種(建設業、清酒製造業及び林業)で働く勤労者等の退職金共済制度の運営
 - ② 勤労者財産形成(財形)制度の普及促進、持家取得に対する転貸融資の実施等
- 勤労者の福祉の増進、生活の安定を実現。

第3期評価期間(平成25年度～29年度)の主な取組と実績のポイント

① 将来にわたる確実な退職金支給の実現

ア 退職金未請求者を縮減するための取組



共済契約者、被共済者双方への継続的な働き掛けにより、中退共脱退後2年経過後の未請求率を、取組開始前(2.8%前後)を1～1.5%ポイント下回る水準にまで抑制。

イ 長期末更新者のうち業界を引退した方に退職金を支給するための取組



過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査(延べ約12万9千人)を実施し、判明した住所情報を基に退職金請求勧奨等を実施。

② 退職金共済制度への加入促進



機構全体として、期間中における加入目標(約217万6千人)に対する達成度は109%。10月を「加入促進強化月間」として集中的な活動を実施。

③ 財形制度の普及促進等

ア 財形持家融資のサービス向上のための取組



全ての貸付決定について、財形取扱金融機関で借入申込書を受理してから16日以内に貸付を決定。

イ 退職金共済制度との連携に係る取組



中退共加入事業所に財形制度のパンフレットを送付するなどにより中小企業に財形制度をアピール。

④ 内部統制の強化及び情報セキュリティ対策を推進するための取組



リスク管理・コンプライアンス委員会、資産運用委員会、情報セキュリティ委員会、システム化委員会の適時の開催などにより、内部統制を強化。機構内システムの業務系と情報系の分離、研修・訓練・注意喚起の実施などにより、情報セキュリティ対策を推進。

⑤ 健全な資産運用等



実効的リスク管理体制整備を目的に設置された厚労大臣任命の資産運用委員会では、運用業務の監視に加え、中退共の基本ポートフォリオ見直しや運用委託先再編等を審議。勤生課長をブリッジ役とした労政審との適時適切な情報共有も実現。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

・業務実績 評価項目一覧 (独法通則法の改正に併せて年度評価の項目別評定調書が変更されたため、中期計画の記載順と評価項目の記載順は一致しない。)

中期計画				評価項目No.	自己評価	ページ	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I 退職金共済事業	1 確実な退職金支給のための取組	(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	1-1	B	4	
			(2) 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組	1-2	B	7	
		2 サービスの向上	(1) 業務処理の簡素化・迅速化	1-3	B	10	
			(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	1-4	B	12	
			(3) 積極的な情報の収集及び活用	1-5	B	13	
		3 加入促進対策の効果的実施	(1) 加入目標数 (2) 加入促進対策の実施	1-6	B	14	
	II 財産形成促進事業	1 融資業務について 2 周知について 3 勤労者財産形成システムの再構築	1-7	B	15		
	II. 業務運営の効率化に関する事項						
	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 効率的な業務実施体制の確立等 2 中期計画の定期的な進行管理 3 内部統制の強化 4 情報セキュリティ対策の推進			2-1	B	18
		5 業務運営の効率化に伴う経費節減	(1) 一般管理費及び業務経費 (2) 人件費		2-2	B	19
(3) 契約の適正化の推進				2-3	B	20	
III. 財務内容の改善に関する事項							
第3 財務内容の改善に関する事項	I 退職金共済事業	1 累積欠損金の処理		3-1	A	21	
		2 健全な資産運用等		3-2	B	22	
	II 財産形成促進事業 III 雇用促進融資事業			3-3	B	24	
IV. その他の事項							
第4 その他業務運営に関する事項 第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項				4-1	B	25	

評価項目No.1-1 確実な退職金支給のための取組
(一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組)

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：A H26年度：A H27年度：B H28年度：B H29年度：B)

I 中期目標の内容

○以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率（未請求率）を中期目標期間の最終年度(平成29年度)までに、1%程度とすること。

○退職金未請求者に対し、以下の取組を実施すること。

- ①加入時及び毎年1回の被共済者宛の通知を着実に実施すること。
- ②退職時の被共済者の住所情報を把握するための取組を着実に実施すること。
- ③未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施すること。
- ④累積した未請求退職金について、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を実施すること。
- ⑤未請求者縮減のための周知を効果的に実施すること。
- ⑥調査・分析を行い、それを踏まえた対応策を実施すること。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、定量的指標である未請求率（1%程度）については、平成26年度～28年度には1%台前半まで低下するなど、**概ね所期の目標は達成したものと考える。**

○中退共を脱退した後2年経過後の未請求率について、共済契約者、被共済者双方への継続的な働き掛けにより、平成27、28年度には、平成19年度末取組開始前(2.8%前後)の概ね半分の水準まで低下させた。最終年度の平成29年度末（平成27年度脱退）は、平成28年の中退法改正による通算期間延長の影響等から、1.78%に上昇したが、年度中の未請求率の低下幅は前年度を上回った。（「Ⅲ その他考慮すべき要素」及び補足資料【参考1】参照）

[定量的指標] 未請求率 目標値：1%程度 実績値：1.40%～1.78%

○退職金未請求者に対する以下の取組を実施した。

- ・中期計画期間中、事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。(①)
- ・「掛金納付状況票及び退職金試算票」と毎年1回事業主を通じて「加入状況のお知らせ」を被共済者あてに通知した。(①)
- ・中期計画期間中、「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。(②)
- ・退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続の要請を実施した。(③)
- ・脱退後5年以上経過した未請求者で、住所情報の取得が出来た者のうち、いまだ未請求でいる者に対して再度請求手続を要請した。(④)
- ・ホームページにおいて年間を通して注意喚起を行い、また「中退共だより」及び「掛金等の振替結果のお知らせハガキ」等においても周知を行った。(⑤)

○平成28年の中退法改正により利用が可能となった住基ネットを活用した被共済者へのアプローチも開始し、一定の成果を上げている。(⑥)

- ・脱退後2年経過直前の未請求者数の比率が前年度より上回っている状況を踏まえ、平成26年度、平成27年度、平成28年度及び平成29年度は計画外の追加対策を実施した。(④・⑥)

Ⅲ その他考慮すべき要素

1. 制度改正の影響

- 平成28年の中退法改正により通算期間が延長されたこと（2年⇒3年）、通算を展望した未請求者の増加に繋がっている可能性が高い。
 - ・前年度末の未請求者数（未請求率）が大幅に増加（上昇）した（6,191人⇒7,318人、2.35%⇒2.78%）。（補足資料【参考2】参照）
 - ・未請求者に対して実施したアンケート結果を見ると、当面、請求する予定が無いとする理由として、通算を展望していること、を挙げる回答者が多い。
- 上記の制度改正の影響を踏まえ、第4期中期計画では、未請求率の点検のタイミングを退職年度の2年後の年度末から3年後の年度末へ変更。

2. 「退職金の支給に係る情報の提供」の実現状況

- 平成28年の中退法改正においては、確実な退職金支給の実現のために機構に求められる対応として、「退職金等の支給に係る情報の提供」が明文化された（注）。
 - ・退職者の住所の把握に努め、書留、電話等様々な形で着実に連絡を取る努力を続けた結果、退職後2年経過時点で請求権のあることを通知できていない方の比率は、全体の**0.58%**となっている。（補足資料【参考3】参照）
 - ・こうした現状に鑑みれば、改正中退法で求められている「退職金等の支給に係る情報の提供」という責務については、かなりの程度、果たし得ているものと思料する。

（注）<中退法第十七条の二>

（退職金の支給に係る情報の提供）

「機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならない」

評価項目No.1-2 確実な退職金支給のための取組
(特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組)

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：B H26年度：B H27年度：B H28年度：B H29年度：B)

I 中期目標の内容

○建退共については、以下の取組により、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させること。

○特定業種退職金共済制度（建退共・清退共・林退共）において、以下の長期未更新者対策を実施すること。

- ①被共済者の住所把握のための取組を着実に実施すること。
- ②被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進めること。
- ③重複加入防止及び退職金の支払漏れ防止のための取組を実施すること。
- ④共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組を着実に実施すること。
- ⑤関係者に対する周知等を効果的に実施すること。
- ⑥長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとること。
- ⑦建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組を実施すること。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、定量的指標である共済証紙販売額の累計額と貼付確認額の累計の差額については、証紙販売額が増加傾向になる中で達成していないものの、積極的な長期未更新者対策を実施していることから、概ね所期の目標を達成している。

- 長期未更新者調査については、手帳更新、退職金請求への手続割合が増加するなど取組の効果が見られた。また、周知広報の実施、被共済者の住所等のデータベース化を進めるとともに、外部有識者による検討会において新たな長期未更新者の縮減方策等についての意見交換を行い、報告書を取りまとめた。
- 建退共事業においては共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額について、適正な貼付に向けた取組を行ったものの、証紙販売額が増加傾向になる中で、24年度と比較して約43億円増加した。

[定量的指標]

	平成24年度末	平成29年度末
販売貼付差額	1,176億円	1,219億円
証紙販売額	475億円	536億円

建退共事業における共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差

平成29年度末目標値：100億円程度減 実績値：43億円程度増

- 特定業種退職金共済事業（建退共・清退共・林退共）において、以下の長期未更新者対策を実施した。
 - ・新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化を行った。(①)
 - ・被共済者管理システムの改修を行い、被共済者の生年月日及び住所のデータベース化を図った。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について集計できるようにした。(②)
 - ・被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者の生年月日等の入力作業を引き続き実施し完了させた。(建退共) (②)
 - ・被共済者の重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。(③)
 - ・共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、意思が有る場合は、退職金の請求を指導するよう要請している。また、更新のない被共済者に対する長期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の住所を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。(建退共) (③)
 - ・過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。(清退共・林退共) (③)

- ・ 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に業界からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。（清退共・林退共については、全共済契約者）（③）
- ・ 関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。（④）
- ・ これまでの長期未更新者調査及び調査後2年経過した者に対するフォローアップ調査に加え、平成28年度において、システム未登録であった被共済者の生年月日登録が完了したことを踏まえ、平成29年度に長期未更新者（掛金納付月数24月以上で3年以上未更新）で住所把握している者のうち80歳以上の者に対し退職金請求勧奨、72歳の者に対し掛金納付状況等の通知を行った。（建退共）（⑥）
- ・ 3年以上手帳更新していない被共済者(14,142人)を対象として、平成29年度に就労状況を把握する実態調査を実施し、併せて退職金請求等必要な手続を行うよう要請した結果、退職金支給件数（526件（対前年比253.0%増）及び退職金支給額（1.9億円（対前年比16.9%増））の大幅増につながった。（清退共）（⑥）
- ・ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2年間手帳更新の手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置を取るよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。また、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。（建退共）（⑦）

Ⅲ その他考慮すべき要素

○過去の共済証紙の販売額の累計と証紙貼付額の累計の差額の減少は、確実な退職金支給のための取組の努力に加え、証紙販売額が長期的に低下する過程で実現したもの。平成24年度よりも証紙販売額が数十億円上回る状況では、販売貼付差額全体の減少を実現することは困難。

なお、第4期中期目標においては、本指標に代えて「中期目標期間の最終年度までに長期未更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させる」という目標が設定されたところである。（補足資料【参考4～8】参照）

評価項目No.1-3 サービスの向上（業務処理の簡素化・迅速化）

自己評価 **B**

（過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：A H26年度：B H27年度：B H28年度：B H29年度：B）

I 中期目標の内容

- 中退共事業においては、受付から25日以内に退職金等の支給を行うこと。
- 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に退職金等の支給を行うこと。
- 加入者の利便及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、定量的指標を含め、所期の目標を達成している。

- 中退共事業においては、受付から支払いまで25日以内に退職金支給を行った。
[定量的指標] 25日以内の退職金支給 目標値：100% 実績値：100%（達成度100%）
 - 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から支払いまで30日以内に退職金支給を行った。
[定量的指標] 30日以内の退職金支給 目標値：100% 実績値：100%（達成度100%）
- ※建退共事業、清退共事業及び林退共事業については、共済証紙の貼付枚数確認及び支部からの郵送日数を勘案した指標となっている。

II 目標と実績との比較

○加入者が行う利便及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じた。

【機構内事務処理等の再点検】

- 掛金預金口座振替に係る事務代行業務委託先とのデータ（請求・結果）授受の伝送化を平成26年2月請求分から実施した。
- 中退共事業においては、中退共制度Q&A（コーナー用）を見直し、マニュアルのペーパーレス化を進めた（平成26年度）。Q&Aの冊子を廃止し、ホームページ上のQ&Aの内容の見直しを開始した。（平成29年度）。
- 住民基本台帳ネットワークとマイナンバーの活用を開始し、一定の成果を挙げている。
- 口座振替事務代行業者と各金融機関との間で行っているデータの授受方式を記録媒体(CMT及びDVD)から伝送方式へ移行した。（平成30年3月末時点 30行実施）
- 特定退職金共済事業廃止団体から資産引渡に係る手続について、資産移換措置要領を改訂した。

【電子化等による事務の効率化】

- 掛金預金口座振替に係る事務代行業務委託先とのデータ（請求・結果）授受の伝送化を平成26年2月請求分から実施した。
- 中退共ホームページ上から加入者が直接「加入証明書」を発行できるシステムを開発し稼動した。
- 共済契約者に対し、税務署所定の「退職所得の受給に関する申告書」の様式変更について、事務処理の迅速化を図る観点から「掛金等の振替結果のお知らせ」の裏面を利用し更なる周知を行った。
- ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始をした。
- 中退共ホームページのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続の様式3種（様式1：退職金共済手帳再発行申出書、様式7：共済契約者住所・名称変更届、様式8：被共済者氏名変更届）について、直接入力可能なフォーマットに変更し提供を行った。
- 退職金等請求時の添付書類の見直しを行い、合理化、簡素化を検討した。

- 事務手続の迅速化を図るとともに震災、大雨、台風等による災害救助法適用地域についても特例措置を迅速に適用した。
- 建退共事業では、平成28年1月のマイナンバー法の施行、平成28年4月の中小企業退職金共済法の改正に伴い、支部事務取扱要領を改訂し、支部での窓口業務等において適切な対応を行えるようにした。
- 林退共事業では、平成27年10月の制度改正に伴う事務処理の変更・修正を行った。

評価項目No.1-4 サービスの向上（情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等）

自己評価 **B**

（過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価

H25年度：B H26年度：B H27年度：B H28年度：B H29年度：B）

I 中期目標の内容

- ①ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組を実施すること。
- ②コールセンターの充実等サービス向上のための取組を実施すること。
- ③相談業務における質の向上に向けた取組を実施すること。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、**所期の目標を達成している。**

- ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声アンケート用紙」を基に相談業務の満足度を集計し、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、今後の相談業務に反映するべく職員等に情報提供した。
また、ホームページを適時に更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した（①）。
 - ・機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を提供した。（随時）
 - ・中退法の改正内容について情報を提供した（27年度）。
 - ・マイナンバー（社会保障・税番号制度）の取得に関する情報を提供した（27年度）。
 - ・解散存続厚生年金基金からの移換に関する情報提供として、中退共トップページに専用タブを設置し、概要説明、シミュレーション、退職金計算例を掲載して内容の充実を図った（27年度）。
 - ・災害による被災者に対する罹災見舞いや、掛金納付期限の延長手続など、災害救助法適用地域の最新の情報を迅速に提供した。
 - ・中退共モバイルサイトについては、25年度に携帯電話用サイトを立ち上げ、29年度には同サイトをスマートフォンサイトに切り換えた。（補足資料【参考9】参照）
 - ・建退共モバイルサイトの構築及びQRコードから閲覧できるようにした。以上の結果、**ホームページアクセス件数が平成25年度は約256万件であったが、平成29年度には約370万件に増加した。**
- BCPの観点から、業務系システム停止時に、コールセンター機能を維持・強化し得る体制を構築した。（②）
また、お客様からのご意見や担当職員の意見を聴取し、コールセンター業務内容の見直しを継続的に実施した。（②）
（補足資料【参考10】参照）
- 中退共において、相談対応Q&Aの修正及び事例の追加を適宜行い回答の標準化を図った。（③）
- 建退共において、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等、また、個別の相談業務に係る正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応例等を集約した応答マニュアルを活用して、懇切丁寧な対応をした。（③）

評価項目No.1-5 サービスの向上
(積極的な情報の収集及び活用)

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：B H26年度：B H27年度：B H28年度：B H29年度：B)

I 中期目標の内容

- ①関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行うこと。
- ②各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映すること。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、**所期の目標を達成している。**

- 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設け、意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行った。(①)
 - ・外部の有識者で構成する中退共・特退共合同参与会を開催し、各共済事業の事業運営状況、各事業年度ごとの業務実績及び評価結果、機構の第4期中期計画及び各事業年度計画について報告を行った。
 - ・また、情報セキュリティに関する対応状況及び建退共制度に関する電子申請方式の実証実験についての状況報告を行い、参加からの意見を聴取した。
- 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料をホームページに掲載した。(②)
 - ・中退共事業においては、事業主等を対象に「退職金制度等の実態に関する調査」を毎年10月に実施した。調査結果を集計し、報告書を作成後、未請求対応策等に反映させた。
 - ・建退共事業においては27年度に「退職金実態調査」を実施し、今後の建退共事業の適正かつ効率的な運営を図るための検討材料を得た。さらに、28年度に外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」において、新たな長期未更新者の縮減方策についての意見交換(聴取)を行い、口座振込・振替方式の導入や加入促進・履行確保のための措置に関する報告の取りまとめを行った。

評価項目No.1-6 3 加入促進対策の効果的实施（加入目標数、加入促進対策の実施）

自己評価 **B**

（過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：B H26年度：B H27年度：B H28年度：B H29年度：B）

I 中期目標の内容

- 1 加入目標数 新たに加加入する被共済者目標数（29年度までの合計 2,176,150人）
 - ・ 中退共事業 1,620,000人 ・ 建退共事業 545,000人 ・ 清退共事業 650人 ・ 林退共事業 10,500人
- 2 加入促進対策の実施
 - ①広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行うこと。 ②個別事業主に対し、着実に加入勧奨等を行うこと。
 - ③関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施すること。 ④集中的な加入促進対策を実施すること。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、定量的指標を含め、**所期の目標を達成している。**

1 加入目標数

○事業本部ごとにみると、中退共1,758,297人（達成度109%）、建退共606,285人（同111%）、清退共671人（同103%）、林退共9,322人（同89%）となっており、林退共は目標数に届かなかったものの、全体としては目標を達成している。
（補足資料【参考11～13】参照）

[定量的指標] 加入目標達成度 目標値：2,176,150人 実績値：2,374,575人 （達成度 109%）

2 加入促進対策の実施

○10月を加入促進強化月間とし、ポスター、パンフレット等を活用した集中的な周知広報活動を実施した。（④）

【中退共事業】

○関係官公庁及び関係事業主団体等に定期的に広報資料等を配布すると共に、これら団体等を直接訪問して資料の掲出状況等を確認、協力を依頼するなど、効果的な周知広報を行った。（①・③）

○個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策を行った。（②）また、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議等で広報資料の配布及び制度説明を行った。（③）

○独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかけた。（③）

【建退共事業・清退共事業・林退共事業】

○関係官公庁、関係団体等を通じて、あらゆる機会をとらえた広報資料により退職金制度の周知広報を行った。（③）

○建退共事業では未加入事業所を把握し、個別かつ効果的な加入勧奨を実施した。（②）

○建退共事業では事業主からの相談に対して、懇切丁寧な対応を行った。（④）

○関係官公庁、関係団体等へ制度の普及に係る周知広報等を要請した。（③）

○建退共事業では、公共工事発注機関に対し、受注事業者から掛金収納書及び加入履行証明書の徴収を要請した。（③）

○林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行った。（③）

評価項目No.1-7 財産形成促進事業
(1 融資業務について、2 周知について、3 勤労者財産形成システムの再構築)

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：B H26年度：B H27年度：B H28年度：B H29年度：B)

I 中期目標の内容

- 新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価を得ること。
- 財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行うこと。
- 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上であること。
- 行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図ること。
- 地方公共団体（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付すること。
- 企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図ること。
- 外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度6,000か所以上に送付すること。
- 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行うこと。
- ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させること。また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載すること。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、定量的指標を含め、所期の目標を達成している。

[定量的指標]

アンケート満足度	目標値：80%	実績値：88%（最高値）～81%（最低値）	（達成度 100%）
貸付決定日数	目標値：16日以内	実績値：すべて16日以内	（達成度 100%）
HPアクセス件数	目標値：20万件	実績値：55万件（最高値）～21万件（最低値）	（達成度274%～104%）
メルマガ登録者数	目標値：12万件	実績値：33万件（最高値）～12万件（最低値）	（達成度272%～100%）
送付地方公共団体数	目標値：5団体	実績値：14団体（最高値）～6団体（最低値）	（達成度280%～120%）
企業向け情報誌掲載数	目標値：5誌	実績値：7誌（最高値）～6誌（最低値）	（達成度140%～120%）

リーフレット送付箇所数 目標値：6,000か所 実績値：7,509か所（最高値）～7,035か所（最低値）（達成度125%～117%）

- 新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、平成25年度から29年度の期間において回答者の8割以上の者から満足した旨の評価を得た。
- 平成25年度から29年度のすべての年度について、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行った。
- 平成25年度から29年度のすべての年度において、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、20万件以上のアクセスを得た。特に28年度については、広告代理店を活用し、財形貯蓄制度、転貸融資制度に関する周知キャンペーンを、様々なメディアを駆使して展開したこともあって、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数は、548,170件に達した。
- 平成25年度から29年度のすべての年度において、行政機関等のメールマガジンを活用し、12万以上の登録者に財形制度の周知を図った。
- 平成25年度から29年度のすべての年度において、5団体以上の地方公共団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。
- 平成25年度から29年度のすべての年度において、5誌以上の企業向け情報誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。
- 平成25年度から29年度のすべての年度において、関係機関による周知活動を支援するため、目標値である6,000か所を大きく上回る送付先にリーフレットを送付した。

○融資審査能力向上については、外部専門家による講義（住宅ローン審査・債権管理）を毎年度5～6名の受講者で開催したほか、融資業務に関連する通信講座（*）も活用。

（*）融資業務に関連する通信講座の受講内容は以下のとおり

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受講内容	財務3表徹底理解 住宅ローン相談に強くなる 融資債権回収コース	融資営業力 不動産登記に強くなる 金利・債券がわかるコース	保証の基礎と経営者保証 住宅ローン相談 経営改善等の目利き	保証の基礎と経営者保証 住宅ローン相談 経営改善等の目利き	不動産の登記の調べ方 個人ローン手続き・取扱いのすすめ方 融資業務コース

○貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と密に連携し、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するという目的を踏まえつつ、適切なスプレッドを確保することにより、財務の健全性にも配慮して決定した。また、国や関係機関との連携については、政府政策等を勘案して、平成26年度に中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置、平成27年度には子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施し、それぞれ適用期間を平成30年度末まで延長した。

加えて、平成28年熊本地震発生時には、厚生労働省及び関係機関と連携して救済措置を検討、貸付条件変更（返済の据置きまたは返済期間延長及び金利引下げ）の通達を発出した。平成29年度には、一定規模の災害に被災された方に貸付条件変更が適用される取扱いとする通達を発出した。

○周知業務については、ホームページへのアクセス促進効果の大きいリスティング広告等インターネットの利用を増やしているほか、短期間に複数のメディアによる広報を集中させるキャンペーン方式の広報（*）を導入するなど、効果向上に努めた。また、こうした施策の効果を検証し、検証結果を次の施策に活かすP D C Aサイクルを構築した。

（*）特設サイトの開設、リスティング広告、新聞・雑誌への広告掲載、T V・ラジオ、電車内動画広告等。

○ホームページ等で資産運用や金融教育の専門家（*）による制度の意義、内容に関する説明や評価を掲載したほか、利用者の体験談を紹介するなど、利用動機を高めるような情報の充実を図った。また、閲覧者の声を基に、利用条件、相談窓口等の掲載場所を、よりアクセスし易い位置に変更した。

（*）F P協会会長、金融広報委員会会長 等

○業者のホストコンピュータを使用したレガシーシステムにより運用していた勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用及びデータベースサーバの内製化による情報セキュリティ強化を実現した。

開発期間：平成26年7月～平成29年3月

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：A H26年度：B H27年度：B H28年度：A H29年度：B)

I 中期目標の内容

- 1 効果的な業務実施体制の確立等（業務運営実施体制の効率化を図ること。中期計画の定期的な進行管理を行うこと。）
- 2 内部統制の強化（会計監査人等の助言を得つつ、さらに充実強化を図るものとし、講じた措置について積極的に公表を行うこと。）
- 3 情報セキュリティ対策の推進（政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。）

II 目標と実績との比較

以下のとおり、**所期の目標を達成している。**

- 当機構においては、**被共済者の資産と個人情報**を大量に保有することから、最重要課題の一つとして、**内部統制を強化し、リスク管理体制の強化及び情報セキュリティ対策の推進**を行った。（2・3）
- 内部統制の強化**については、**外部有識者委員を含むリスク管理・コンプライアンス委員会**において、機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成した**リスクマップ**について議論を行い、リスク低減策を継続的に検討する体制を確立するとともに、ハラスメント等に関する最新知識・問題意識の共有・徹底を図った。（2）
- 情報セキュリティ対策の推進**については、**組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって多面的に対策**を講じた。特に、情報セキュリティについての責任体制を明確化するとともに、インシデント発生時の対応力向上のため、抜線訓練の継続的实施やインシデント対応手順表の整備を進めたほか、「**CIO補佐官報告会**」において、サイバーセキュリティ分野の外部有識者委員から情報セキュリティに関し助言を受けた。さらに、**情報系システムと業務系システムの物理的分離を実施**した（29年5月）ほか、NISCによる監査結果等を踏まえて必要な対策を行った。また、情報系システムにおいても、Webサーバにウィルス検知ソフトやWAFを導入するなど、セキュリティ強化策を進めた。（3）
- システムを利用する業務の割合が高い当機構の特性に鑑み、「**システム化委員会**」において、機構全体として、システム化要望案件に優先順位をつけ、**計画的・整合的にシステム化**を推進することとした。（2）
- 資産運用委員会**における**外部委員による審議結果を踏まえた資産運用**を行った。本委員会の運営を軌道に乗せるとともに運用の基本方針上の基本原則（「安全かつ効率な運用」）の解釈についての認識を統一し、中退共の基本ポートフォリオについて制度の持続性を確保できるものへと見直しを行うとともにその他の制度の安定的運営に資するための問題提起を行い、検討も進めている。（3）
- 調達等合理化に係る検討チーム**、外部の有識者からなる**契約監視委員会**等を定期的に開催し、**契約状況の点検・見直し**を行った。契約監視委員会については、審議概要等をホームページで公表した。また、**監事の監査**に加え、内部監査規程等に基づき**監査室による本部及び支部の内部監査**を行う等の取組を行った。（2）
- 国民のニーズとずれている**事務・事業等**がないか、費用対効果の悪い施策は無いかが、**不断に見直し**を実施している。また、会議運営方法の合理化や、**業務処理方法や業務量に応じた人員配置の見直し**、業務運営・推進会議の定期的な開催等による**中期計画の定期的な進行管理**などによる業務の効率化を進めた。（1）

評価項目No.2-2 業務運営の効率化に伴う経費節減（一般管理費及び業務経費、人件費）

自己評価 **B**

（過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：A H26年度：B H27年度：B H28年度：B H29年度：B）

I 中期目標の内容

1 一般管理費及び業務経費

- ①一般管理費については、中期目標期間の最終年度までに、平成24年度予算額に比べて15%以上の削減を行うこと。
- ②業務経費については、中期目標期間の最終年度までに、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

2 人件費

- ①総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直すこと。
- ②給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で適正化に取り組みるとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、定量的指標を含め、**所期の目標を達成している。**

1 一般管理費及び業務経費

- ①**一般管理費**については、平成24年度（295,788千円）予算額に比べて15%以上削減した。

[定量的指標] 平成29年度目標値（24年度予算額比）：15%以上削減 実績値：230,997（千円） 21.9%削減（達成度146%）

- ②**業務経費**については、平成24年度予算額（5,081,381千円）に比べて5%以上削減した。

[定量的指標] 平成29年度目標値（24年度予算額比）：5%以上削減 実績値：4,177,356（千円） 17.8%削減（達成度356%）

2 人件費

- 総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。（①）
- 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当(国家公務員の地域手当に相当)については、国家公務員よりも低い水準に留めている。（②）
- 機構の給与水準について、以下のとおり検証した。
 - ・年齢のみで比較した対国家公務員指数は平成25年度114.2、平成26年度114.9、平成27年度115.4、平成28年度114.8、平成29年度114.8となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。
 - ・勤務地域を考慮した地域勘案指数では、平成25年度101.1、平成26年度101.4、平成27年度102.1、平成28年度101.1、平成29年度101.0、地域・学歴勘案では平成25年度102.6、平成26年度102.5、平成27年度103.2、平成28年度101.7、平成29年度101.3と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。（機構ホームページにて公表。）（②）

評価項目No.2-3 業務運営の効率化に伴う経費節減（契約の適正化の推進）

自己評価 **B**

（過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：A H26年度：B H27年度：B H28年度：B H29年度：B）

I 中期目標の内容

- 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により契約の適正化を推進すること。
- ①公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。
 - ②一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保を図ること。
 - ③監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、**所期の目標を達成している。**

- 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「調達等合理化計画」に基づく取組の着実な実施や監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についての徹底的なチェック等により、契約の適正化を推進した。
- ・平成27年度より「調達等合理化計画」を作成しホームページに公表を行った。また取組を着実に実施するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行った。（①）
 - ・一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保を図った。また、「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表している。（②）
 - ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。（③）
 - ・外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。（③）

評価項目No.3-1 累積欠損金の処理

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：A H26年度：A H27年度：C H28年度：A H29年度：A)

I 中期目標の内容

- 林退共において、「累損解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。
- 累損解消計画の年度ごとの解消目安額92百万円を達成すること。

II 目標と実績との比較

○以下のとおり、**定量的指標を含め、所期の目標を上回って達成している。**(補足資料【参考14】参照)

- ・累損解消計画の年度ごとの解消目安額92百万円を(平成27年度を除き)達成した。
また、平成26年12月に労政審中退部会で取りまとめられた4つの改善策を順次実施し、加入促進対策、業務経費の削減、合同運用の実施等で一定の成果がみられた。その結果、累積欠損金額は572百万円と累損解消計画策定以降の**最低水準**となり、財政検証時の平成29年度末の見通しを上回った。
- ・制度の安定的運営のための改善策は概ね着実に実施され、収益の改善に繋がっている。(補足資料【参考15】参照)

[定量的指標] 累損解消額 目標値：92百万円×5年＝4億6千万円

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
93	207	△116	135	204	524

評価項目No.3-2 2 健全な資産運用等

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：A H26年度：B H27年度：B H28年度：B H29年度：B)

I 中期目標の内容

- ①・各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給にかかる予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成または変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施すること。
 - ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスを達成すること。
- ②資産運用について、その健全性を確保するため、「資産運用委員会」による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。
- ③経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、定量的指標も含め、**所期の目標を達成している。**（補足資料【参考16～17】参照）

- 委託運用のパフォーマンスについては、中退共では、26、27年度にベンチマークを下回ったが、何れも小幅であり、総じてみればベンチマークを上回る運用収益を確保し得ている。特退共については、建退共(特別勘定)が28年度にベンチマークをやや下回った以外は、全経理において安定的にベンチマークを上回るパフォーマンスを上げている。
（補足資料【参考16～17】参照）
- 運用に係る基本的事項の明確化については、平成27年10月に設置された、厚生労働大臣任命による資産運用委員会において、「資産運用の基本方針」で示されている「安全かつ効率」の解釈について「必要な収益率を最低限のリスクで」とすることで認識が統一され、基本方針の含意がより具体化された。また、金融を業とする独立行政法人として、資産構成については、想定される下方リスクが累積剰余金の範囲内に納まる資産構成であるべき、との機構としての原則が示された。（①）
- 法人の責任については、当機構の債務構造（積立方式）、業務内容、共済契約者・被共済者の意向を踏まえ、リスクの存在・内容について明確に説明すべきことや、受益者利益の最大化を目指すべきとの方針が、資産運用委員会において了承された。（①）
- 林退共事業においては、平成28年4月1日の中退共事業との合同運用開始と、平成29年2月1日の中退共の基本ポートフォリオ見直しに伴い、2度にわたり基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の変更を行った。（①）
- 資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する資産運用企画会議を中退共事業においては毎月、建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、四半期に1回以上開催し、最新の情報に基づき資産運用結果等を分析したほか、重要案件については、機構内の整合性確保、情報・問題意識共有の観点から随時、合同部会とする等の運営方法見直しを実施した。— 情報共有の観点から、合同部会の場合は、理事長、全理事が出席することとした。（②）
- 厚生労働省へ資料を提供した。主なものは次のとおりである。（③）
 - ・資産運用企画会議資料
 - ・資産運用委員会資料（公表前議事録を含む）
 - ・労政審及び資産運用委員会双方に出席する厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長から伝えられる労政審の情報提供要望を資産運用委員会での審議内容に反映するなど、予定運用利回り等制度に関する判断に資する新たな情報提供・意見交換ルートが確立された。
 - ・厚生労働省の要請に応じ、随時、資産運用関係の説明や資料提供を行った。

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：A H26年度：B H27年度：B H28年度：B H29年度：B)

I 中期目標の内容

- ①財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。
- ②金融機関等との連携を通じて債権の適切な管理に努めること。
- ③雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適切な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行うこと。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、**所期の目標を達成している。**

- 財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、事務合理化と経費節減に取り組むことはもちろん、金利設定に際しては、適切なスプレッドを確保することにより財務の健全性に配慮した運営を行った。
この結果、新規貸付件数・金額及び残高の減少に伴い利息収入が減少傾向にあるものの、各年度とも当期純利益を計上し、平成29年度末の利益剰余金は122億円となった。(①)
- 金融機関等との連携を通じた債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。(②)
- 財形融資の債権管理については、延滞債務者への督促等、リスク管理債権への回収努力を継続的に実施したことにより、着実な回収を行った。(②) (補足資料【参考18】参照)
- 雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適切な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努めた。財政投融資への償還は、償還計画どおりに実施した。(③)
- 雇用促進融資の債権管理については、債務者及び抵当物件に係る情報を収集し引当金の調整等、債権の適切な管理に努めたほか、必要に応じ抵当物件の売却等により、リスク管理債権からの回収に努めた。また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。(③) (補足資料【参考19】参照)

金融機関への業務指導（監査）件数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象施設数	31	31	31	29	19

評価項目No.4-1

その他業務運営に関する事項・予算、収支計画及び資金計画・短期借入金の限度額・職員の人事に関する計画

自己評価 **B**

(過去の主務大臣評価 ※平成29年度は自己評価
H25年度：A H26年度：B H27年度：B H28年度：B H29年度：B)

I 中期目標の内容

- 1 その他業務運営に関する事項
 - ①退職金事業と財産形成促進事業との連携
 - 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、普及促進における両事業の連携を図ること。
 - ・中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付すること。
 - ・中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付すること。
 - ②災害時における事業継続性の強化
 - 災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施すること。
- 2 予算、収支計画及び資金計画
 - 中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行すること。
- 3 短期借入金の限度額
 - 短期借入金の限度額を超えないこと。また、借入を行う理由は適切であること。
- 4 職員の人事に関する計画
 - 職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施すること。

II 目標と実績との比較

以下のとおり、定量指標を含め、**所期の目標を達成している。**

1 その他業務運営に関する事項

①退職金事業と財産形成促進事業との連携

○平成25年度から28年度のすべての年度において、中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付した。

[定量的指標] 財産形成促進事業の資料送付（従業員51人以上の事業主）

目標値：毎年度3,000件 実績値：8,745件（最高値）～3,742件（最低値）（達成度291%～125%）

○平成25年度から28年度のすべての年度において、中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付した。

[定量的指標] 中退共事業と財産形成促進事業の資料送付

目標値：毎年度1,000件 実績値1,514件（最高値）～1,014件（最低値）（達成度151%～101%）

○中退共事業本部との間では、中退共広報誌への財形制度に関する広告掲載（「中退共だより」）、共済契約者への財形制度の資料送付、中退共制度説明会での財形制度の説明、中退共が実施する共済契約者アンケートでの財形制度に関する質問項目の追加などを実施した。（説明会52回、累計出席事業所数は1,741所）

○建退共事業本部との間でも、建設業事業主向けの広報誌「全管連ジャーナル」に財形制度に関する広告を掲載、支部事務局長会議において、財形制度を説明、さらに建退共各都道府県支部に財形制度のリーフレット（送付先47箇所）の設置・配布を依頼する、など実施した。

②災害時における事業継続性の強化

○**災害時等の安否状況を迅速かつ容易に確認するため、全役職員を対象とした安否確認サービスを導入した。**

○主要業務系システムのバックアップを実施、バックアップしたデータは専門業者に委託し外部保管している。

○中退共電算システムにおいては、給付関連データの遠隔地データセンター転送・バックアップを継続。システムダウン対応訓練も実施、転送先データセンターの設備・体制等の実地検証も実施した。

○建退共、清退共及び林退共においては、退職金振込を通知した被共済者に対し、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。

2 予算・収支計画及び資金計画

○**平成25年度決算～平成29年度決算においては、全て予算の範囲内で執行した。**

○雇用促進融資事業に係る運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行している。

3 短期借入金の限度額

○**財形融資事業については、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。また、借入を行った理由については、債券の償還と調達資金の入金の時差のためであり、業務遂行上、適切なものであった。**

4 職員の人事に関する計画

○職員の採用については、幅広く募集し、多数の応募者から、筆記試験、集団討論による面接、最終個別面談により、平成25年度7名、平成26年度11名、平成27年度9名、平成28年度10名、平成29年度8名を採用した。

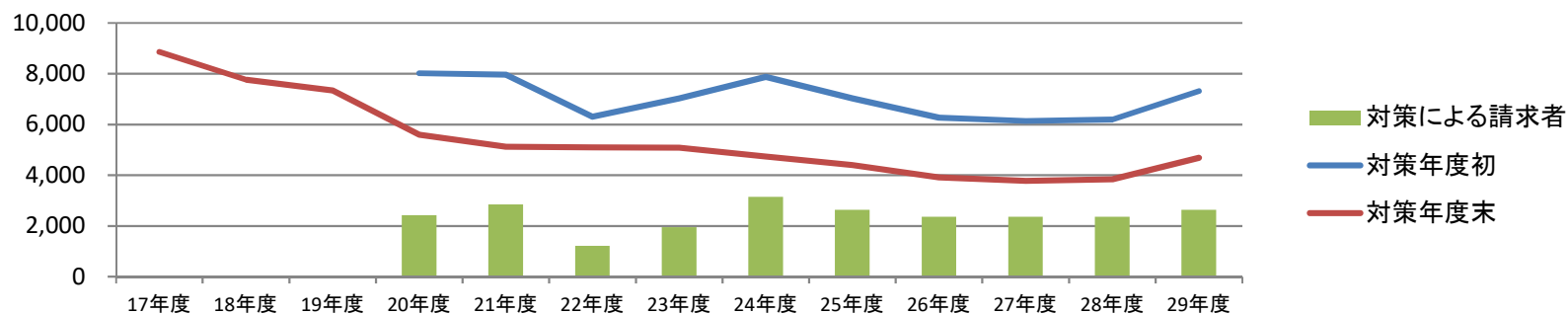
○職員研修については、毎年度、前年実施結果及び「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。

○人事異動については、職員のキャリアアップを図る観点から、機構内の人事異動を幅広く行った。

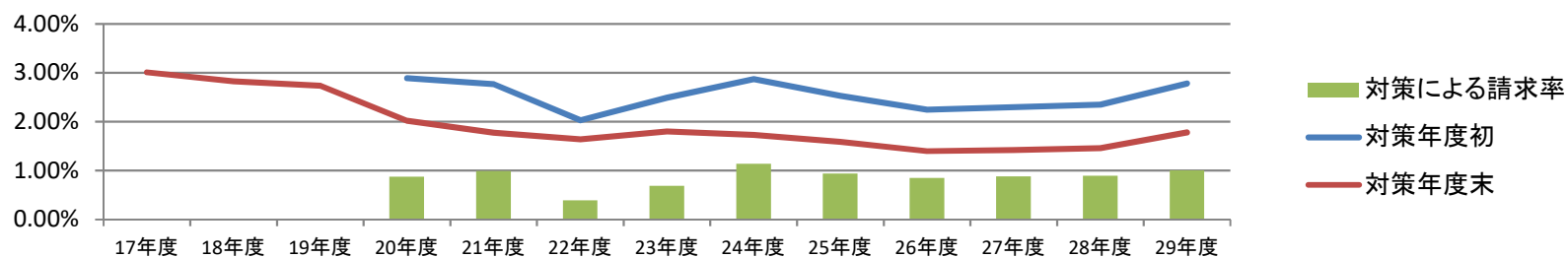
第三期中期計画

中期目標期間評価説明資料 「評価の要約」補足資料

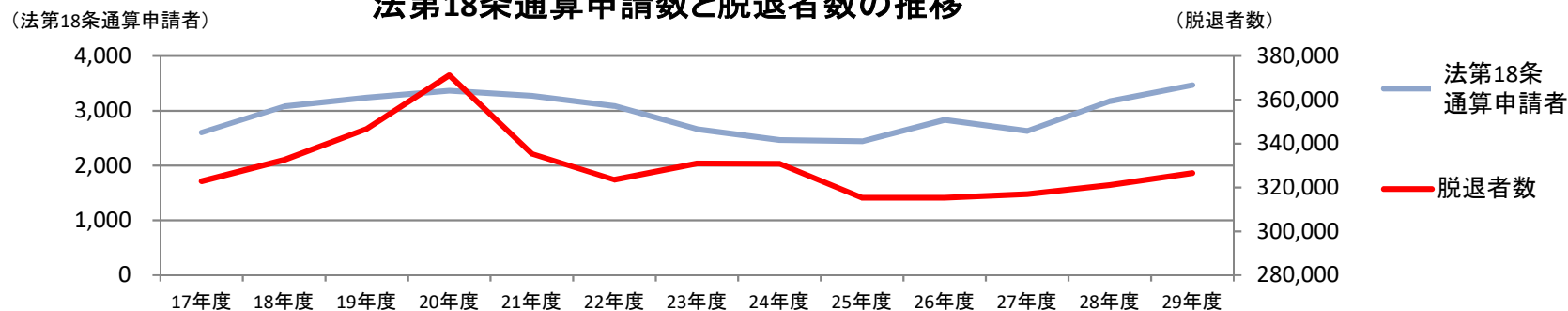
未請求者推移(人)



未請求者推移(率)



法第18条通算申請数と脱退者数の推移



1. 制度改正の影響

＜前年度未請求者数（未請求率）及び中退法第18条通算申請数の推移＞

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
未請求	人数	年度初	-	-	-	8,018	7,961	6,311	7,033	7,874	7,032	6,266	6,136	6,191	7,318
		年度末	8,859	7,758	7,334	5,599	5,119	5,096	5,087	4,735	4,403	3,907	3,778	3,839	4,684
		差	-	-	-	2,419	2,842	1,215	1,946	3,139	2,629	2,359	2,358	2,352	2,634
	率	年度初	-	-	-	2.89%	2.77%	2.03%	2.49%	2.87%	2.53%	2.25%	2.30%	2.35%	2.78%
		年度末	3.01%	2.82%	2.73%	2.02%	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%	1.59%	1.40%	1.42%	1.46%	1.78%
		差	-	-	-	0.87%	0.99%	0.39%	0.69%	1.14%	0.95%	0.85%	0.88%	0.89%	1.00%
法第18条通算申請数		2,604	3,082	3,239	3,368	3,276	3,089	2,665	2,467	2,443	2,837	2,643	3,173	3,468	
		12月未満	165	153	206	214	153	206	141	164	169	144	131	208	162
		12月以上	2,439	2,929	3,033	3,154	3,123	2,883	2,524	2,303	2,274	2,693	2,512	2,965	3,306

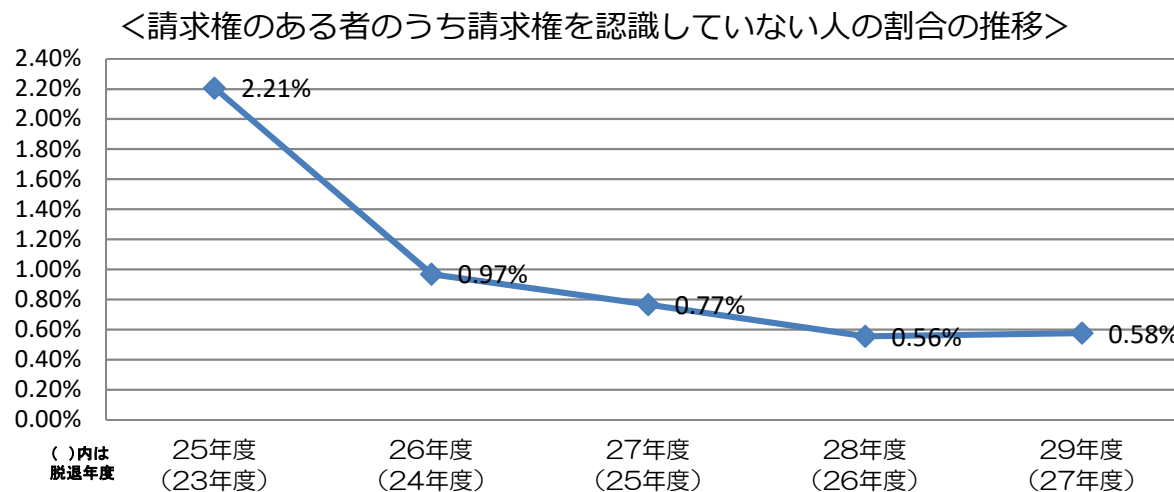
＜未請求者に対するアンケート結果＞（回答者数75：重複回答あり）

— 当面、請求する予定が無い理由 —

1	通算希望	23
2	手続きが面倒（金額も小さいので受け取らなくてもよい）	18
3	手続きをしている時間がない	14
4	手続きが分かりにくい	8
5	その他	22

○平成28年の中退法改正の影響を踏まえ、第4期中期計画では、未請求率の点検のタイミングを退職年度の2年後の年度末から3年後の年度末へ変更。

2. 「退職金の支給に係る情報の提供」の実現状況



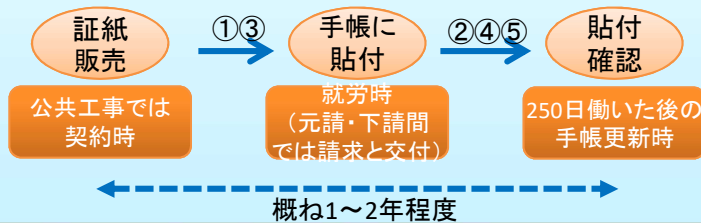
(注) <中退法第十七条の二>

(退職金の支給に係る情報の提供)

「機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならない」

共济証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額について

- 共济証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額(販売貼付差額)は、平成29年度末において、平成24年度末と比較して約43億円増加



	平成15年度末	平成19年度末	平成24年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末
差額(販売貼付差額)	1,392億円	1,258億円	1,176億円	1,193億円	1,208億円	1,219億円
証紙販売累計額に対する割合	11.9%	9.2%	7.3%	6.8%	6.7%	6.5%
証紙販売額(年度)	539億円	488億円	475億円	514億円	529億円	536億円

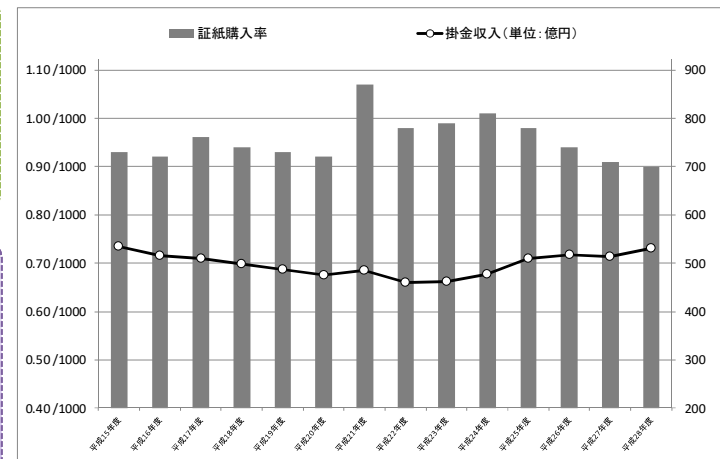
通常の手続により発生する販売貼付差額	推計額	備考
①事業主の購入から貼付までの貼付予定分	150～200億円程度	証紙販売額の増減により増減
②手帳貼付分(長期未更新者分を除く。)	400～450億円程度	
長期間累積している販売貼付差額	推計額	備考
③事業主の長期保有分	150～200億円程度	共济契約者への要請等の対応
④長期未更新者(⑤を除く)の手帳貼付分	150～200億円程度	長期未更新者対策を実施
⑤長期未更新者のうち、1冊目手帳所持者の手帳貼付分	250～300億円程度	退職金の受給資格がない離職者の手帳貼付分は、手帳が返納されない限り累増

- 過去の証紙貼付差額の減少は、確実な退職金支給のための取組の努力に加え、証紙販売額が長期的に低下する過程で実現したもの。平成24年度よりも証紙販売額が数十億円上回る状況では、通常の手続により発生する販売貼付差額(①、②)が増加するため、販売貼付差額全体の減少を実現することは困難。

- 建退共事業の現状:近年、証紙の購入が必ずしも十分ではない状況
 - ・証紙販売額の完成工事高に対する割合が低下
(平成24年度)1.01/1000 →(平成28年度)0.90/1000
 - ・労働者の1年分の掛金納付に要する月数が増加
(平成24年度) 19.22 →(平成28年度) 19.52

- 証紙貼付方式は、労働者が手帳を持たないことが多いこと、事務の煩雑さ、証紙の貼付状況の把握ができないこと、証紙の過不足が生ずることを通じ、労働者の退職金の充実を図る上で障害。建退共制度について抜本的な改善を図る必要。(「建退共制度に関する検討会報告書」平成28年11月14日 独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部)

○全国の証紙販売額の完成工事高に対する割合・掛金収入の推移



(注) 全国の証紙販売額は、建退共掛金収入(機構調べ)。
元請完成工事高は、国土交通省の建設工事施工統計調査報告(28年度)より引用。

長期未更新者対策について(建退共)

現状と従来の長期未更新者対策

- 過去3年間以上手帳更新がない被共済者で掛金納付月数24ヵ月以上の者は、平成29年度末現在369,592人
- 過去3年間手帳更新のない被共済者で、掛金納付月数12ヵ月以上の者を対象として、長期未更新者調査を行い、退職金請求の勧奨等を実施。平成28年度からは、長期未更新者調査後更に2年間手続が行われていない者を対象として、フォローアップ調査を実施
- 生年月日等が未登録となっている被共済者に対する生年月日等の入力作業(1,137,059件)を実施し、被共済者2,203,332人について生年月日等のシステム登録作業を完了
- 住所データベースの画像情報を有している住所未登録者について、住所の文字情報登録作業(217,803件)を実施し、作業は概ね完了

<29年度長期未更新者調査の結果>

- ・平成29年度調査24,715人のうち、退職金請求者が2,626人であるのに対し、手帳更新者は3,951人、3年前の勤務先での就労確認者は3,602人。請求勧奨を行ったが特段の動きのない者が14,244人。

平成30年度以降の取組み

- 中期目標期間の最終年度(平成34年度)までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時(369,592人)から減少させるとの数値目標を設定
- 長期未更新者のうち、75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、退職金請求勧奨を実施。70歳に達した者に対し、掛金納付状況等を通知
- 幅広い広報媒体を活用し、集中的な広報活動を実施
- 長期未更新者が退職金の請求をする場合は、業界を引退した状態とも認められるため、当時の勤務先の証明等を要しないことができるよう、退職金請求必要書類の要件を緩和

※退職金請求勧奨・広報活動等については、平成30年度は秋から冬頃に実施予定

(独)勤労者退職金共済機構における検討等の経過について

【参考 6】

平成28年4月 機構に「建退共制度に関する検討会」を設置

＜建退共制度に関する検討会＞

建退共制度が技能労働者の確保・育成・定着に一層貢献することができるようにするため、機構理事長が設置。関係労使団体、有識者の委員11名で構成。オブザーバーとして厚生労働省、国土交通省等が参加。

平成28年11月 検討会が6回の検討を経て報告書取りまとめ

○建退共制度の実務的課題として掛金納付方式の問題を提起

＜証紙貼付方式の問題＞

- ・労働者が手帳を持たないことが多いこと
- ・事務の煩雑さ
- ・機構において証紙の貼付状況を把握する機会が手帳の更新時に限られること
- ・証紙の過不足が生ずること

退職金の充実を図る上で障害

○掛金納付方式について今後講ずべき方策として口座振込・振替の導入を提案

- ・就労実績の電子申請と、その実績に基づく口座振込・振替の導入（→「電子申請方式」）
- ・新方式は現行の証紙貼付方式と併存する形で導入
- ・実証実験による実効性の検証、具体的な仕組みとコストの検討を行うことが必要

平成29年3月・6月・平成30年3月 機構運営委員会・評議員会

共済契約者で構成される運営委員会・評議員会において、進捗状況、今後の進め方等について報告。

平成30年1月～6月 実証実験

平成30年2月 厚生労働大臣が(独)勤労者退職金共済機構の第4期中期目標(2018(平成30年)年4月から2023(平成35年)年3月まで)を策定

業務電子化に関する取り組み

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討すること。

【指標】

建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018(平成30)年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018(平成30)年12月までに検討結果をまとめること。

電子申請方式の実証実験について

1. 検証する手続き

(1) 電子決済による掛金納付

- ・事業者は共済掛金の原資を電子決済（ペイジー）等で払込、若しくは購入済の証紙を機構に預入
- ・機構は入金確認若しくは証紙預り後、事業者に退職金ポイントを付与（共済証紙に代わるもの）

(2) 電子システムによる就労実績報告

- ・事業者は機構の電子システムで就労実績を報告
- ・機構は就労実績にもとづき退職金ポイントを掛金として充当

2. 概要

- ・期間は平成30年1月から6月までの6ヶ月間。
- ・機構が選定した複数の工事現場を対象として実施。
- ・電子システムを立ち上げ、現行制度のもとで電子申請方式の環境を再現。

※証紙貼付方式で必要となる事務は建退共が事業者から受託して代行。

（例）共済証紙の購入、共済手帳への証紙貼付・消印等

3. 実証実験の進捗状況（6月25日現在）

(1) ペイジー等の利用 ペイジー2社、口座振替1社

(2) 就労実績報告

	下請	被共済者	預かった証紙日数	就労報告人数	就労報告日数
合計	66	608	12,592日分	237	2,261

・実証実験参加企業(全19社)

株式会社市原組、岩田地崎建設株式会社、株式会社エス・ケイ・ディ、株式会社大林組、株式会社奥村組、株式会社小野田総合設備、鹿島建設株式会社、株式会社熊谷組、株式会社鴻池組、清水建設株式会社、大成建設株式会社、大和ハウス工業株式会社、中央建設株式会社、戸田建設株式会社、西松建設株式会社、沼田土建株式会社、福島県南土建工業株式会社、株式会社フジタ、前田建設工業株式会社（五十音順）

清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者への取組

■ 長期未更新者対策

これまで毎年実施してきた調査に加え、平成28年度9月末時点の在職者で、3年以上共済手帳の更新手続きを行っていない被共済者(14,142人)に対して実態調査を実施した結果、次のような効果が得られた。

○ 長期未更新者数の減少

	長期未更新者数	対前年度増減
27年度	3,202	0.5%
28年度	3,199	△0.1%
29年度	3,021	△5.5%

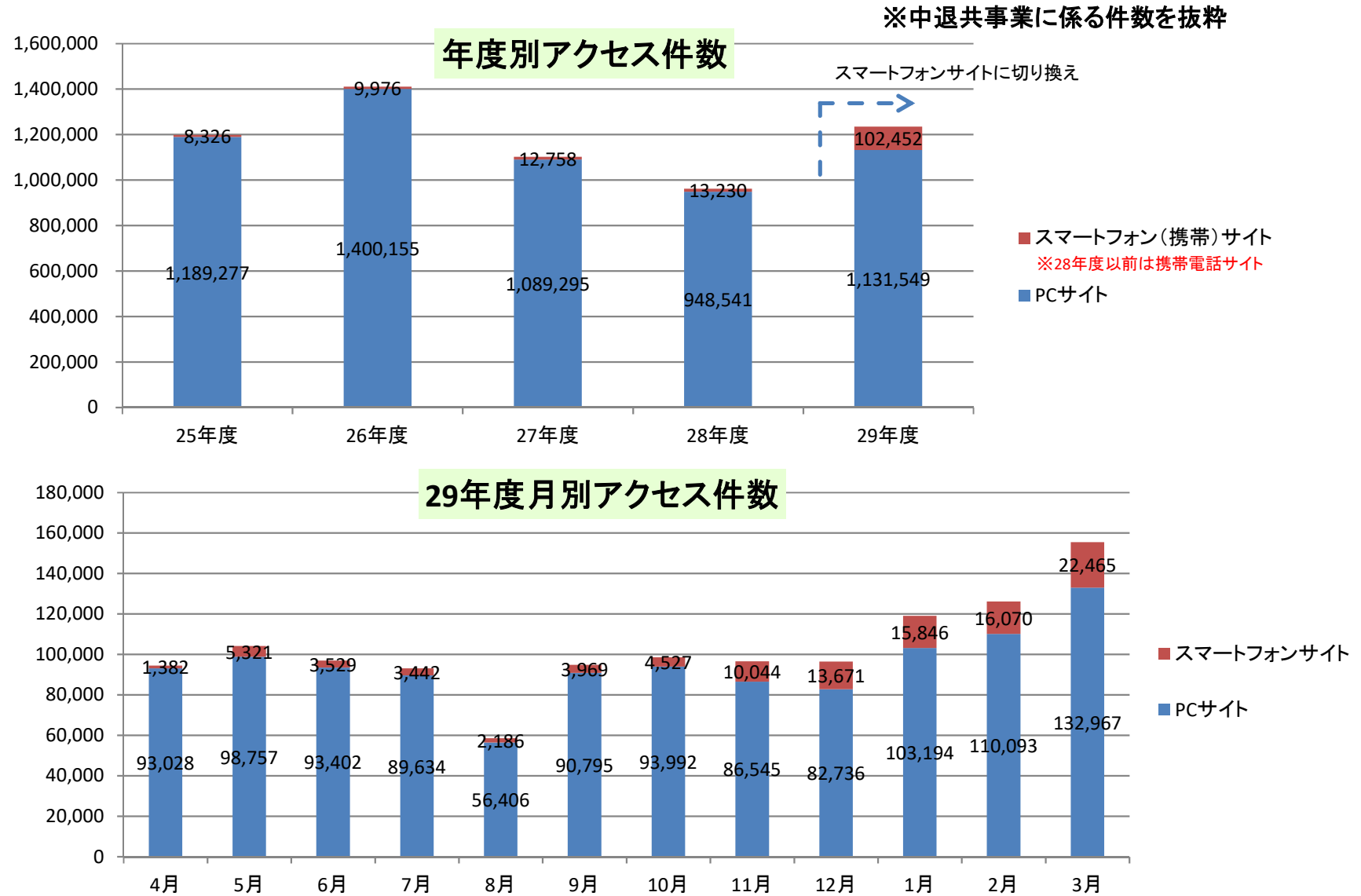
○ 退職金支給件数の増加

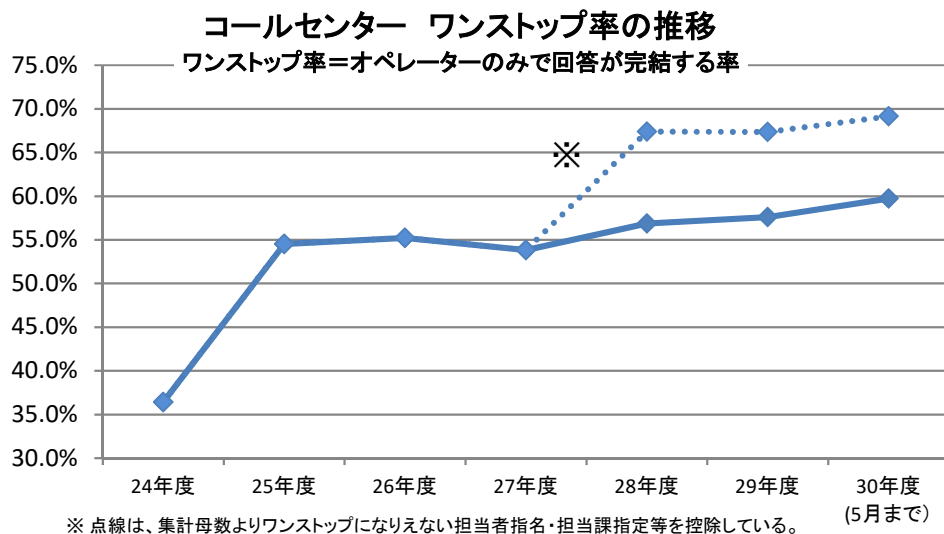
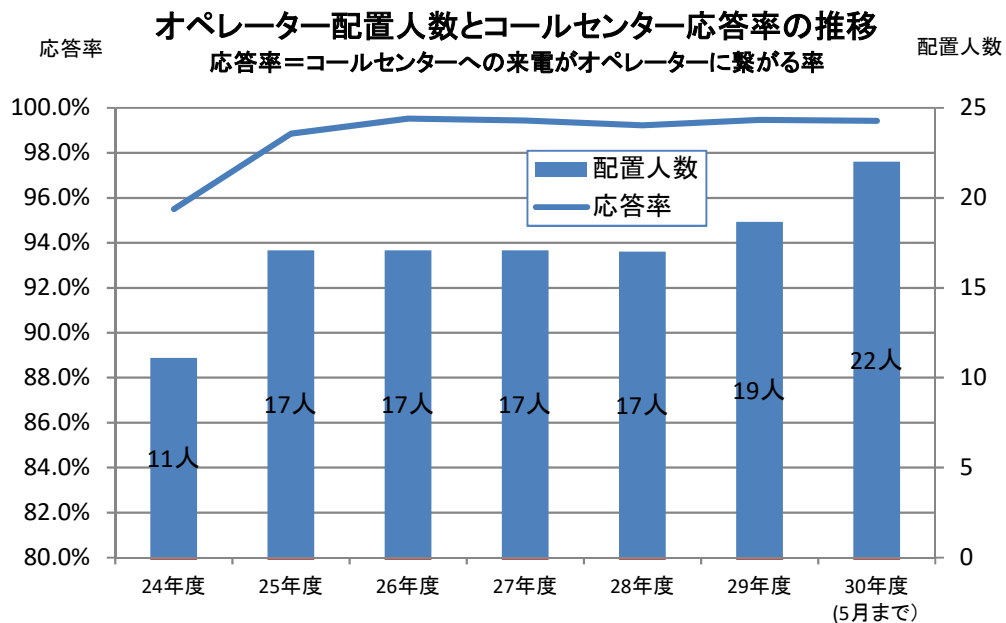
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	208件	178件	180件	149件	526件
対前年度増減	△10.0%	△14.4%	1.1%	△17.2%	253.0%
支給金額	2.2億円	2.2億円	2.3億円	1.6億円	1.9億円
対前年度増減	△3.3%	△1.5%	6.5%	△30.1%	16.9%
平均支給額	1,058千円	1,218千円	1,282千円	1,083千円	359千円
対前年度増減	7.4%	15.1%	5.3%	△15.5%	△66.9%

〈今後の対応〉

- ・ 実態調査において住所不明であった被共済者830人について、住民基本台帳に照会を行った結果、「氏名」「生年月日」が合致する286人の者の住所が判明した。これらの者について、平成30年度にフォローアップ調査を実施する。

II 目標と実績との比較





コールセンターの対応改善施策

- 平成25年2月
 - ・コールセンターの拡充。
 - オフィス移転に伴い、コールセンターを拡大。オペレーターも大幅増員。応答率が大幅に上昇。

- 平成29年度～
 - ・コールセンターオペレーター増員（17人⇒19人）
 - マイナンバー導入等に伴い問合せ電話が増加、応答率の悪化がみられたため、オペレーターを増員。応答率の向上と、対応の改善を実現。

- 平成30年3月
 - ・下記の項目についてコールセンターで完結できるようFAQの内容を拡充。⇒ワンストップ率が向上
 - ①退職金支払請求手続関連
 - 請求書記入方法、住民票有効期限等
 - ②新規加入手続関連

林退共新規加入被共済者数の推移（目標と実績）

1 加入目標数

新たに加入する被共済者目標数（29年度までの合計）

- ・ 林退共事業においては 10,500人

2 加入促進対策の実施

- ① 広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行うこと。
- ② 個別事業主に対し、着実に加入勧奨等を行うこと。
- ③ 関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施すること。
- ④ 集中的な加入促進対策を実施すること。

第3期中期計画					
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	第3期
2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	10,500人
1,736人	1,820人	2,372人	1,768人	1,626人	9,322人
82.7%	86.7%	113.0%	84.2%	77.4%	88.8%

加入促進対策の実施

【林退共】

- 事業主団体や個別事業主に対する林退共制度の周知・加入勧奨(各種会議での周知、5年間で71回)
 - ・ 林業労働力確保支援センターが開催する林業雇用管理セミナー、緑の雇用実施事業体の会議等を活用
- 国有林野事業受託事業体に対する加入勧奨(5年間で未加入だった284事業所のうち26事業所が加入)
- 関係団体等を通じた未加入事業主に対する加入勧奨、林業団体に属さない企業への個別勧奨
- 既加入事業主に対する被共済者の追加加入勧奨（年2回）
- 林業大学校で学ぶ林業就労予定者に対する林退共の周知（平成28年度～）
- 関係団体等における広報資料の窓口備付け・ポスター掲示、HPや広報誌等を活用した広報 等

【林野庁】

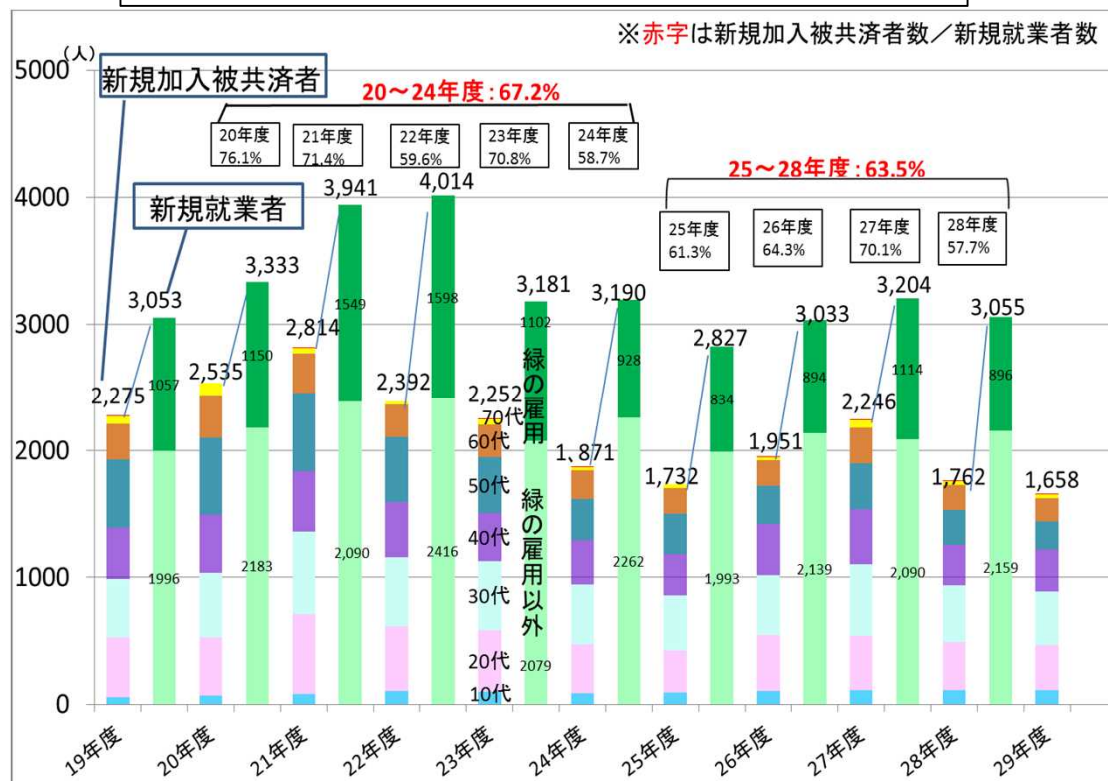
- 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業において、退職金共済加入を必須要件とし、2,3年目の研修生まで対象化(H26年度補正予算～)
- 森林環境保全整備事業の標準単価について、退職金共済加入により加算率最大となるよう設定（平成27年度補正予算～）

【今後の取組】

森林経営管理法の施行（平成31年4月～）、森林環境譲与税（仮称）の譲与開始（平成31年度～）に伴い、従来、経営管理が行われていなかった森林も間伐、素材生産、再造林等が促進され、経営規模拡大も進むと見込まれる。こうした新たな森林管理システムを担う「意欲と能力のある林業経営者」（来年4月以降に公表される予定）への林退共加入の働きかけを積極的に展開する。

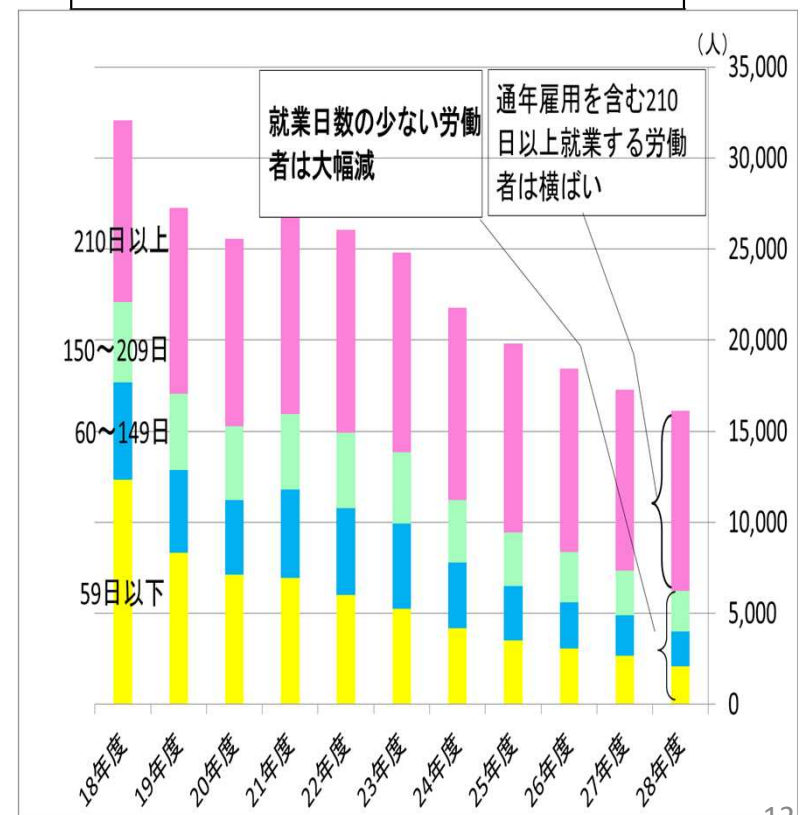
- ・ 林退共の対象労働者は、林業(育林業、素材(丸太)生産業、山林種苗業等)の現場で期間を定めて雇用される労働者であり、林退共の新規加入被共済者数は、林業の新規就業者数と期間雇用労働者割合の動向に大きく影響を受ける。
- ・ 林退共の新規加入被共済者数が林業の新規就業者数に占める割合(以下、「林退共加入シェア」という。)をみると、新規就業者数の6～7割の水準で推移しているが、これを第3期中期計画期間の4年間(25～28年度)と第2期中期計画期間(20～24年度)で比較すると、67.2%から63.5%にやや低下している(図1)。
- ・ 林退共加入シェアが低下した要因は、林業就業者に占める期間雇用労働者の割合が、季節労働である植栽・下刈り等育林業に関連する事業量の減少等に伴い、大幅に低下したことがなどが影響しているものと考えられる(通年雇用を含む「210日以上」就業する労働者数は、通年で事業を営むことが可能な素材生産業の需要増に伴い、横ばい傾向となっている(図2))。

図1 林業新規就業者数及び新規加入被共済者数(年齢階層別)



資料: 林野庁業務資料、林退共業務統計

図2 年間就業日数別の森林組合雇用労働者数



資料: 林退共業務統計

No. 1-6

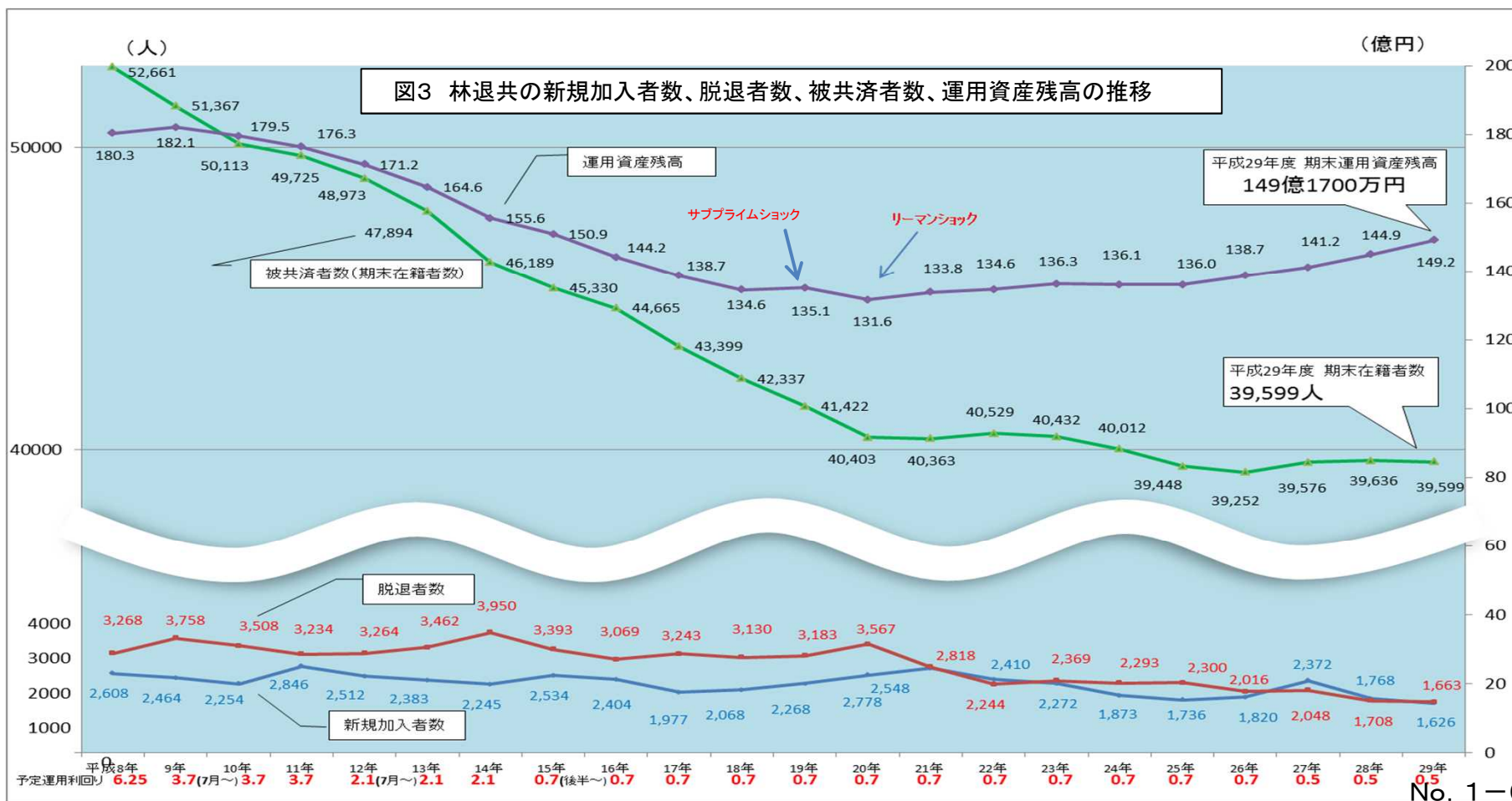
林業業界を取り巻く環境は厳しく、第1期中期計画以降、新規就業者の確保難や新規就業者に占める期間雇用労働者割合の低下等を背景に、林退共の新規加入者は減少傾向にあるが(下表)、平成21年度以降、被共済者数(期末在籍者数)は平成20年度以降、下げ止まっており、運用資産残高も平成21年度以降、若干、上向いてきている(図3)。第4期中期計画においては、新たな森林管理システムの担い手等への働きかけにより、目標達成をめざす。

	第1期中期計画					第2期中期計画					第3期中期計画					三期計
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
目標	1,500人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人	2,300人	2,300人	2,300人	2,300人	2,300人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	10,500人
実績	917人	2,404人	1,977人	2,068人	2,268人	2,548人	2,778人	2,410人	2,272人	1,873人	1,736人	1,820人	2,372人	1,768人	1,626人	9,322人
【達成率】	61.1%	80.1%	65.9%	68.9%	75.6%	110.8%	120.8%	104.8%	98.8%	81.4%	82.7%	86.7%	113.0%	84.2%	77.4%	88.8%

15～19年度の目標達成率
9,634 / 13,500 = 71.4%

20～24年度の目標達成率
11,881 / 11,500 = 103.3%

25～29年度の目標達成率
9,322 / 10,500 = 88.8%



評価項目No.3-1 関係

林業退職金共済事業における給付経理の実績

【参考 14】

決算

—実績—													
(単位：百万円)													
林退 対策後	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	2,649	2,181	1,706	1,913	1,984	1,810	1,973	2,251	1,913	1,902	1,931	1,888	1,913
うち掛金等	1,575	1,512	1,573	1,573	1,686	1,674	1,679	1,582	1,551	1,537	1,615	1,592	1,608
うち運用収入	293	207	132	122	292	136	256	389	227	364	308	295	296
当期利益金（累積解消額）	214	40	39	▲138	95	▲9	105	208	93	207	▲115	135	204
責任準備金	15,302	14,840	14,852	14,653	14,795	14,893	14,930	14,660	14,572	14,659	15,027	15,284	15,489
運用利回り	2.07%	1.51%	0.97%	▲0.12%	2.21%	1.02%	1.95%	2.90%	1.69%	2.69%	2.23%	2.10%	2.04%
累積欠損金	▲1,436	▲1,396	▲1,356	▲1,495	▲1,400	▲1,409	▲1,304	▲1,095	▲1,002	▲795	▲911	▲776	▲572
期末運用資産額	13,869	13,457	13,514	13,161	13,376	13,464	13,630	13,607	13,599	13,868	14,117	14,492	14,917

※数値の実績は損益計算書より。29年度の掛金等の参考値は年度予算作成時の見積り。29年度の運用利回りは4～6月実績の年率換算値。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新規10年国債の利回り実績	1.770%	1.650%	1.275%	1.340%	1.395%	1.255%	0.985%	0.560%	0.640%	0.400%	▲0.050%	0.065%	0.045%
予定運用利回り	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.5% (27.10～)	0.500%	0.500%

責任準備金単価の見直しによる27年度決算への影響額
実績額 27年度準備金額－26年度準備金額＝＋3億68百万円

（財政検証の推計値）
27年度準備金額－26年度準備金額＝△1億5百万円

運営費交付金廃止による財務への影響

21年度運営費交付金 142百万円
 ⇒22年度国庫補助金 30百万円

↓

22年度以降、毎年1億円以上財務を圧迫

26.10.6 第56回労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会資料
 →将来推計 (単位：百万円)

財政検証 ⇒

林退 対策後	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	1,824	1,820	1,962	1,959
うち掛金等	1,603	1,587	1,615	1,618
うち運用収入	131	128	256	259
費用（退職金等給付金等）	1,845	1,836	1,832	1,825
うち退職金等	1,763	1,763	1,760	1,753
うち業務経理への繰入	81	73	73	73
当期利益金（累積解消額）	▲21	▲16	130	133
責任準備金	14,483	14,378	14,287	14,205
運用利回り	0.97%	0.96%	1.92%	1.94%
累積欠損金	▲1,023	▲1,039	▲909	▲776
期末運用資産額	13,502	13,394	13,438	13,496
新規10年国債の利回り見込	1.0%	1.5%	1.9%	2.1%

中期目標期間の累積欠損金解消額をクリア

目標額 年間92百万円×5年(H25'～29')=4億60百万円
実績額 5億24百万円(+64百万円)(達成度114%)

財政検証時の累積欠損金解消額をクリア

目標額 29年度検証推計▲7億76百万円
実績額 ▲5億72百万円(+2億4百万円)

累積欠損金解消計画

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
累積欠損金解消額	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92
運用利回り	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%	1.33%
（累積欠損金目標残高）	▲1,557	▲1,465	▲1,373	▲1,281	▲1,189	▲1,097	▲1,005	▲913	▲821	▲729	▲637	▲545	▲453
責任準備金	15,330	14,604	13,903	13,230	12,589	11,983	11,415	10,887	10,411	9,962	9,570	9,228	8,941

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新規加入者数	1,977	2,068	2,268	2,548	2,778	2,410	2,272	1,873	1,736	1,820	2,372	1,768	1,626
脱退者数	3,243	3,130	3,183	3,567	2,818	2,244	2,369	2,293	2,300	2,016	2,048	1,708	1,663
期末在籍者数	43,399	42,337	41,422	40,403	40,363	40,529	40,432	40,012	39,448	39,252	39,576	39,636	39,599
更新数	15,347	15,032	15,090	15,494	15,610	17,636	16,293	15,984	15,458	15,512	15,757	15,608	15,207
運営費交付金・国庫補助金	148	157	159	139	142	30	30	27	29	29	46	28	25
掛金助成国庫補助金	52	44	50	52	57	67	55	47	45	42	45	41	47

※人数は事業季報、金額は損益計算書より。

林退共制度の安定的運営を図るため財政検証時(平成26年12月3日)に取りまとめられた改善策

機構/厚生労働省

<p>1. 予定運用利回りの引き下げ(0.7%⇒0.5%)【平成27年10月1日】<12年振り> 掛金日額の引き上げ(460円⇒470円)【平成27年10月1日】<12年振り></p> <p>2. 業務費用の縮減【平成27年度予算より】 ◇業務経理への繰入予算額を1000万円削減 ・本部500万円 ・支部500万円</p> <p>3. 資産運用方法の見直し【平成28年4月1日より】 ◇中退共資産との合同運用開始(中退法改正) ・運用コストの削減 [27年度林退共単独] 14,204,702円(料率...0.25~0.26%) ⇒ [29年度合同運用林退共部分] 5,130,953円(料率...0.1%) ・運用効率の改善 合同運用開始時の委託運用資産49億46百万円→29年度末54億21百万円 (金銭信託利回り 28年度 4.7% → 29年度4.7%)</p> <p>4. 加入促進対策の強化 ◇「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の拡充【平成26年度補正予算より】 ・助成の要件として退職金共済制度への加入を必須 ◇民有林補助事業における措置の拡充【平成27年度より】 ・標準単価に加算できる社会保険料等の取り扱いについて、林退共加入により加算率が最大 ◇林業大学校における周知活動【平成28年度より】 ・将来の林業就業者に対して、林退共制度について周知 ◇その他周知活動【平成29年度より】 ・林業雇用管理セミナーにおける、林業事業体に対する林退共制度の周知</p>	<p>労政審 運営委員会/共済契約者</p> <p>機構 運営委員会</p> <p>資産運用委員会/運営委員会</p> <p>林野庁/機構</p>
--	---

〔新規10年国債利回り〕 財政検証時の推計値	26年度	27年度	28年度	29年度	
実績	0.4%	▲0.05%	0.065%	0.045%	15

委託運用の超過収益率

(中退共給付経理)

	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率
国内債券	0.67%	0.58%	0.09%	3.14%	2.97%	0.17%	5.65%	5.40%	0.25%	△1.04%	△1.15%	0.11%	1.05%	0.90%	0.15%
国内株式	18.64%	18.56%	0.08%	29.10%	30.69%	△1.59%	△11.39%	△10.82%	△0.57%	15.49%	14.69%	0.80%	16.38%	15.87%	0.51%
外国債券	14.73%	15.28%	△0.55%	11.87%	12.28%	△0.41%	△2.63%	△2.74%	0.11%	△1.89%	△4.15%	2.26%	0.78%	0.93%	△0.15%
外国株式	34.28%	32.43%	1.85%	23.38%	23.54%	△0.15%	△9.25%	△8.64%	△0.60%	14.09%	14.51%	△0.41%	11.91%	8.47%	3.45%
合計	13.91%	—	0.28%	14.68%	—	△0.32%	△2.63%	—	△0.12%	4.77%	—	0.62%	4.79%	—	0.39%

※1 超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

※2 基本ポートフォリオ改定に伴い、平成29年2月1日に外国債券のベンチマークを為替ヘッジ付きの指数に変更した。収益率の差 +2.26%のうち、為替ヘッジを平成28年12月末に先行して実施した影響 +2.04%が平成29年1月に発生している。

(建退共給付経理)

	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率
国内債券	0.69%	0.58%	0.11%	3.31%	2.97%	0.34%	5.99%	5.40%	0.59%	△1.00%	△1.15%	0.16%	1.14%	0.90%	0.24%
国内株式	20.67%	18.56%	2.11%	29.52%	30.69%	△1.17%	△9.97%	△10.82%	0.85%	15.44%	14.69%	0.75%	17.91%	15.87%	2.05%
外国債券	15.43%	15.28%	0.15%	12.33%	12.28%	0.05%	△2.58%	△2.74%	0.16%	△5.64%	△5.41%	△0.23%	4.76%	4.23%	0.53%
外国株式	32.79%	32.43%	0.36%	23.48%	23.54%	△0.06%	△8.5%	△8.64%	0.14%	15.46%	14.51%	0.95%	8.87%	8.47%	0.40%
短期資産	△0.03%	0.04%	△0.07%	0.34%	0.03%	0.30%	0.17%	0.03%	0.15%	—	—	—	—	—	—
合計	8.23%	7.75%	0.49%	9.99%	9.66%	0.33%	1.35%	1.07%	0.28%	2.58%	2.46%	0.12%	4.83%	4.20%	0.63%

(建退共特別給付経理)

	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%	3.26%	2.97%	0.29%	5.67%	5.40%	0.26%	△0.97%	△1.15%	0.18%	1.28%	0.90%	0.37%
国内株式	20.05%	18.56%	1.48%	34.49%	30.69%	3.81%	△6.60%	△10.82%	4.22%	12.59%	14.69%	△2.10%	27.00%	15.87%	11.13%
外国債券	14.80%	15.28%	△0.48%	12.29%	12.28%	0.01%	△2.72%	△2.74%	0.02%	△5.84%	△5.41%	△0.43%	4.04%	4.23%	△0.19%
外国株式	33.49%	32.43%	1.06%	22.09%	23.54%	△1.45%	△11.31%	△8.64%	△2.66%	15.08%	14.51%	0.57%	11.03%	8.47%	2.56%
短期資産	0.02%	0.04%	△0.02%	0.35%	0.03%	0.31%	0.00%	0.03%	△0.02%	—	—	—	—	—	—
合計	7.18%	6.93%	0.24%	9.39%	8.75%	0.64%	2.16%	1.68%	0.49%	1.61%	1.85%	△0.24%	5.35%	3.56%	1.78%

(清退共給付経理)

	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率
国内債券	0.42%	0.58%	△0.16%	3.12%	2.97%	0.15%	5.86%	5.40%	0.45%	△1.04%	△1.15%	0.12%	1.03%	0.90%	0.13%
国内株式	22.38%	18.56%	3.82%	31.90%	30.69%	1.21%	△8.25%	△10.82%	2.57%	15.61%	14.69%	0.92%	20.16%	15.87%	4.30%
外国債券	13.22%	13.93%	△0.71%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国株式	30.79%	30.83%	△0.03%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	5.75%	5.23%	0.52%	14.55%	13.47%	1.09%	△0.02%	△0.81%	0.78%	5.80%	5.22%	0.57%	9.36%	6.75%	2.61%

(林退共給付経理)

	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率	時間加重 収益率	ベンチ マーク	超過 収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%	3.01%	2.97%	0.04%	5.97%	5.40%	0.56%	△1.04%	△1.15%	0.11%	1.05%	0.90%	0.15%
国内株式	19.96%	18.56%	1.40%	34.69%	30.69%	4.00%	△6.70%	△10.82%	4.12%	15.49%	14.69%	0.80%	16.38%	15.87%	0.51%
外国債券	14.67%	15.28%	△0.61%	12.15%	12.28%	△0.13%	△2.94%	△2.74%	△0.19%	△1.89%	△4.15%	2.26%	0.78%	0.93%	△0.15%
外国株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14.09%	14.51%	△0.41%	11.91%	8.47%	3.45%
合計	2.85%	2.78%	0.07%	5.75%	5.47%	0.28%	4.57%	3.79%	0.78%	4.77%	—	0.62%	4.79%	—	0.39%

※1 28年度以降は、中退共事業と合同運用をしたことにより、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

※2 基本ポートフォリオ改定に伴い、平成29年2月1日に外国債券のベンチマークを為替ヘッジ付きの指数に変更した。収益率の差+2.26%のうち、為替ヘッジを平成28年12月末に先行して実施した影響+2.04%が平成29年1月に発生している。

①効率的な財政運営

財形融資債権からの利息収入については、貸出残高の減少が主因となり、利益を押し下げる要因となったものの、従来に引き続き効率的な執行に努めた結果、今中期計画期間中は各年度とも当期利益を計上し、平成29年度末の利益剰余金は、122億円に増加した。

②債権管理

債権の適切な管理に努める中、引き続き、適時の督促状送付等を行ったことにより、平成25年度から平成29年度は、リスク管理債権から113百万円を回収することができた。この間、償却額については、17百万円となった。

☆効率的な財政運営の実施

貸付金利息収入の状況

		平成28年度	平成29年度
貸付金利息収入		45億円	36億円
スプレッド	通常金利	0.4% (23%)	0.4% (24%)
	特例金利	0.2% (77%)	0.2% (76%)

当期利益・利益剰余金の状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当期利益	34億円	28億円	20億円	17億円	8億円
利益剰余金	48億円	76億円	97億円	114億円	122億円

業務経費率の状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	0.13%	0.13%	0.17%	0.14%	0.21%

(注) ()は、新規貸付全体に占める通常金利・特例金利それぞれの占める割合。

☆適切な債権の現状把握と貸倒引当によるリスク管理

リスク管理債権からの回収額及び償却額

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
回収額	36百万円	29百万円	17百万円	16百万円	13百万円
償却額	8百万円	7百万円	0百万円	3百万円	0百万円

リスク管理債権については、ほぼ全てが、平成19年度より廃止になった財形持家分譲融資の残存債権に係るものである。

平成25年度～平成29年度

債権区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	残高	貸倒引当額	残高	貸倒引当額	残高	貸倒引当額	残高	貸倒引当額	残高	貸倒引当額
一般債権	574,241百万円	0.5百万円	526,285百万円	0.2百万円	480,772百万円	0.06百万円	435,175百万円	0.02百万円	396,094百万円	0.002百万円
貸倒懸念債権	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
破産更生債権等	175百万円	157百万円	139百万円	123百万円	122百万円	108百万円	103百万円	90百万円	89百万円	78百万円

○貸倒引当金の算定方法

破産更生債権等：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額を算定。

○一般債権の貸倒引当について

一般債権の貸倒引当については平成19年度より廃止となった財形持家分譲融資（※）の残存債権に係るものであり、財形持家転貸融資に係るものは含まれていない。

※財形分譲融資について

事業主等が、勤労者に対する持家として分譲するための住宅建設・購入を行う場合、当該事業主に対し必要な資金を融資する制度

①債権管理

債務者及び抵当物件に係る情報を収集し、引当金の調整等、債権の適切な管理に努めたほか、抵当物件の売却等により回収を行った。平成25年度から平成29年度は、リスク管理債権から1,325百万円を回収した。この間、償却額については、677百万円となった。

また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。

<平成25年度～平成29年度>

・業務指導 141回 ・法的措置 9件

②財政投融资への償還

財政投融资への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。

平成25年度から29年度までの償還額

元金 101億円

利息 15億円

☆適切な債権の管理と回収額の確保

平成25年度から平成29年度におけるリスク管理債権からの回収額

債権区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	前年度末残高	回収額等	前年度末残高	回収額等	前年度末残高	回収額等	前年度末残高	回収額等	前年度末残高	回収額等
貸倒懸念債権	960百万円	254百万円	519百万円	87百万円	466百万円	31百万円	518百万円	39百万円	494百万円	121百万円
破産更生債権等	2,507百万円	322百万円	2,407百万円	348百万円	2,022百万円	105百万円	1,916百万円	284百万円	1,632百万円	407百万円

☆適切な債権の現状把握と貸倒引当によるリスク管理

平成25年度～平成29年度

債権区分	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	残高	貸倒引当額	償却額	残高	貸倒引当額	償却額	残高	貸倒引当額	償却額	残高	貸倒引当額	償却額	残高	貸倒引当額	償却額
一般債権	1,913 百万円	143 百万円	197 百万円	1,593 百万円	91 百万円	259 百万円	1,062 百万円	60 百万円	0 百万円	407 百万円	24 百万円	13 百万円	259 百万円	21 百万円	209 百万円
貸倒懸念債権	519 百万円	121 百万円		466 百万円	116 百万円		518 百万円	103 百万円		494 百万円	99 百万円		290 百万円	53 百万円	
破産更生債権等	2,407 百万円	1,764 百万円		2,022 百万円	1,486 百万円		1,916 百万円	1,396 百万円		1,632 百万円	1,343 百万円		1,307 百万円	1,064 百万円	

貸倒引当金の算定方法

貸倒懸念債権：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額の50%を算定。

破産更生債権等：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額を算定。